憲法・セレクト問題４

Date		Date		Date	
/		/		/	

裁判官の身分保障等に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア　最高裁判所長官は天皇が任命するが、最高裁判所判事及び下級裁判所の裁判官は内閣が任命する。

イ　最高裁判所の裁判官は、憲法78条に定める「公の弾劾」によって罷免される場合があるほか、憲法79条に定める国民審査によって罷免される場合があるが、それ以外の方法によって罷免されることはない。

ウ　最高裁判所は、司法に関する事項について国会や内閣の干渉を排除し、裁判所の自主性や独立性を確保するために、訴訟手続等に関する規則を制定する独自の権能を有するのであって、この権能を下級裁判所に委任することは一切許されない。

エ　裁判官は、その在任中、報酬を減額されないことが保障されており、懲戒処分として過料の処分を科すことは、実質的には報酬の減額を意味することになるので、許されない。

オ　憲法上、最高裁判所の裁判官については、年齢70年に達した時に退官すると定められており、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官については、年齢65年に達した時に退官すると定められている。

1　一つ
2　二つ
3　三つ
4　四つ
5　五つ

正解 1

憲法・セレクト問題４「裁判官の身分保障等」

ア　正しい

最高裁判所長官（「その長たる裁判官」）は、内閣の指名に基づいて、天皇が任命する（憲法６条２項）。また、最高裁判所判事（「その長たる裁判官以外の裁判官」）は、内閣が任命し（同法79条１項）、天皇が認証する（同法７条５号、裁判所法39条３項）。そして、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿によって、内閣が任命し（憲法80条１項本文）、そのうち高等裁判所長官については天皇による認証が必要とされている（同法７条５号、裁判所法40条２項）。

イ　誤　り

憲法上、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない」と規定されている（同法78条前段）。すなわち、裁判官は、「公の弾劾」によって罷免される場合があるほか、分限裁判において「心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合」にも罷免される。また、最高裁判所の裁判官は、国民審査によって罷免される場合がある（同法79条２項、３項）。

ウ　誤　り

憲法77条１項は、司法権の自主性を尊重するために、最高裁判所に規則制定権を与えている。そして、最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる（同条３項）。

エ　誤　り

憲法79条６項後段及び80条２項後段は、裁判官の報酬について、「在任中、これを減額することができない。」と規定し、報酬の面から裁判官の身分保障を図っている。もっとも、過料は報酬の減額にはあたらないと解されており、裁判官分限法２条も「裁判官の懲戒は、戒告又は１万円以下の過料とする。」と規定している。

オ　誤　り

憲法79条５項及び80条１項但書は、裁判官の定年について、法律の定める年齢に達した時に退官すると規定しており、これを受けて裁判所法50条は、最高裁判所の裁判官は年齢70年に、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は年齢65年に達した時に退官すると規定している。

以上により、正しいものはアだけであり、正解は**1**となる。